

参考資料

平成 30 年第 4 回市議会（定例会）  
議案（条例関係） 新旧対照表

堺 市

# 目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その1)

議案第 122 号	堺市市税条例の一部を改正する条例	1
議案第 123 号	堺市印鑑条例の一部を改正する条例	3
議案第 125 号	堺市がん対策推進条例の一部を改正する条例	9

<議案第 122 号 堺市市税条例の一部を改正する条例>

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p data-bbox="309 475 389 504">附 則</p> <p data-bbox="230 584 380 612">第3条 <u>削除</u></p>	<p data-bbox="1211 480 1292 509">附 則</p> <p data-bbox="1173 536 1391 564"><u>（税額控除の特例）</u></p> <p data-bbox="1135 592 2007 903">第3条 <u>所得割の納税義務者が、前年中に公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会（以下この条において「組織委員会」という。）に対し、所得税法第78条第2項第3号に掲げる寄附金（平成30年4月1日以後の支出に係るものに限る。）を支出した場合には、当該寄附金を第17条第2項第3号に規定する指定寄附金とみなして同項の規定を適用する。この場合において、第17条の2第6項の規定は、組織委員会について準用する。</u></p>

<議案第 123 号 堺市印鑑条例の一部を改正する条例>

堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）新旧対照表 （第1条関係） 【平成30年12月31日施行】

現行	改正後（案）
<p>(<u>専用の端末機等による印鑑登録証明書の交付</u>)</p> <p>第14条の2 <u>前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、印鑑登録証を用いて、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機に暗証番号（規則で定めるところにより市長の登録を受けたものをいう。）その他の必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p> <p>2 <u>前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、民間端末機（民間事業者が設置し、かつ、地方公共団体情報システム機構の電子計算機を經由して本市の電子計算機と接続されたものをいう。）に、当該利用者証明用電子証明書に係る暗証番号その他の必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p>	<p>(<u>端末機による印鑑登録証明書の交付</u>)</p> <p>第14条の2 <u>前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、民間端末機（民間事業者が設置し、かつ、地方公共団体情報システム機構の電子計算機を經由して本市の電子計算機と接続されたものをいう。）に、当該利用者証明用電子証明書に係る暗証番号その他の必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p>

堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）新旧対照表 （第2条関係） 【公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日】

現行	改正後（案）
<p>（端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第14条の2 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、<u>民間端末機（民間事業者が設置し、かつ、地方公共団体情報システム機構の電子計算機を經由して本市の電子計算機と接続されたものをいう。）</u>に、当該利用者証明用電子証明書に係る暗証番号その他の必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>	<p>（端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第14条の2 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、<u>端末機（地方公共団体情報システム機構の電子計算機を經由して本市の電子計算機と接続されたものをいう。）</u>に、当該利用者証明用電子証明書に係る暗証番号その他の必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p>

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）新旧対照表（附則第2項関係）

現行	改正後（案）
<p>（戸籍法関係手数料）</p> <p>第2条（略）</p> <p>(1) 法第10条第1項、法第10条の2第1項から第5項まで若しくは法第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は法第120条第1項若しくは法第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通 450円（<u>本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機（以下「自動交付機」という。）又は堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）第14条の2第2項に規定する民間端末機（以下「民間端末機」という。）</u>による申請に基づく交付にあつては、400円）</p> <p>(2)～(8)（略）</p> <p>（住民基本台帳法関係手数料）</p> <p>第3条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 法第12条第1項、法第12条の2第1項又は法第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料 1通 200円（<u>自動交付機又は民間端末機による申請に基づく交付にあつては、150円</u>）</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>（堺市印鑑条例関係手数料）</p>	<p>（戸籍法関係手数料）</p> <p>第2条（略）</p> <p>(1) 法第10条第1項、法第10条の2第1項から第5項まで若しくは法第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は法第120条第1項若しくは法第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通 450円（<u>堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）第14条の2に規定する民間端末機（以下「民間端末機」という。）</u>による申請に基づく交付にあつては、400円）</p> <p>(2)～(8)（略）</p> <p>（住民基本台帳法関係手数料）</p> <p>第3条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 法第12条第1項、法第12条の2第1項又は法第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料 1通 200円（<u>民間端末機による申請に基づく交付にあつては、150円</u>）</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>（堺市印鑑条例関係手数料）</p>

第6条 堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）第15条の規定に基づく証明  
に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を申請者から徴収する。

印鑑登録証明手数料 1通 250円（自動交付機又は民間端末機によ  
る申請に基づく交付にあつては、200円）

（その他の税務関係手数料）

第13条 （略）

(1) 個人の市民税又は府民税に係る税額に関する証明書交付手数料  
1件 200円（自動交付機又は民間端末機による申請に基づく交付  
にあつては、150円）

(2)・(3) （略）

第6条 堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）第15条の規定に基づく証明  
に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を申請者から徴収する。

印鑑登録証明手数料 1通 250円（民間端末機による申請に基づく  
交付にあつては、200円）

（その他の税務関係手数料）

第13条 （略）

(1) 個人の市民税又は府民税に係る税額に関する証明書交付手数料  
1件 200円（民間端末機による申請に基づく交付にあつては、150  
円）

(2)・(3) （略）

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）新旧対照表（附則第3項関係）

現行	改正後（案）
<p>（戸籍法関係手数料）</p> <p>第2条（略）</p> <p>(1) 法第10条第1項、法第10条の2第1項から第5項まで若しくは法第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は法第120条第1項若しくは法第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通 450円（堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）第14条の2に規定する民間端末機（以下「民間端末機」という。）による申請に基づく交付にあつては、400円）</p> <p>(2)～(8)（略）</p> <p>（住民基本台帳法関係手数料）</p> <p>第3条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 法第12条第1項、法第12条の2第1項又は法第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料 1通 200円（民間端末機による申請に基づく交付にあつては、150円）</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>（堺市印鑑条例関係手数料）</p> <p>第6条 堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）第15条の規定に基づく証明に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を申請者から徴収する。</p>	<p>（戸籍法関係手数料）</p> <p>第2条（略）</p> <p>(1) 法第10条第1項、法第10条の2第1項から第5項まで若しくは法第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は法第120条第1項若しくは法第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通 450円（堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）第14条の2に規定する端末機（以下単に「端末機」という。）による申請に基づく交付にあつては、400円）</p> <p>(2)～(8)（略）</p> <p>（住民基本台帳法関係手数料）</p> <p>第3条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 法第12条第1項、法第12条の2第1項又は法第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料 1通 200円（端末機による申請に基づく交付にあつては、150円）</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>（堺市印鑑条例関係手数料）</p> <p>第6条 堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）第15条の規定に基づく証明に関し、次に掲げる手数料として、次の金額を申請者から徴収する。</p>



印鑑登録証明手数料 1通 250円 (民間端末機による申請に基づく  
交付にあつては、200円)

(その他の税務関係手数料)

第13条 (略)

(1) 個人の市民税又は府民税に係る税額に関する証明書交付手数料

1件 200円 (民間端末機による申請に基づく交付にあつては、150  
円)

(2)・(3) (略)

印鑑登録証明手数料 1通 250円 (端末機による申請に基づく交付  
にあつては、200円)

(その他の税務関係手数料)

第13条 (略)

(1) 個人の市民税又は府民税に係る税額に関する証明書交付手数料

1件 200円 (端末機による申請に基づく交付にあつては、150円)

(2)・(3) (略)

＜議案第 125 号 堺市がん対策推進条例の一部を改正する条例＞

堺市がん対策推進条例（平成24年条例第48号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(がん予防の推進)</p> <p>第7条 市は、関係機関と協力し、がんの予防に資するため、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。</p> <p>(1) 喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及びウイルス等の感染が健康に及ぼす影響等がんに罹患しやすくなる要因を排除するための正しい知識の普及啓発</p> <p>(2) 科学的知見に基づくがん予防の効果が見込まれる予防接種を普及させるための施策</p> <p>(3) <u>受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）</u>を防止するための施策</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(がん予防の推進)</p> <p>第7条 市は、関係機関と協力し、がんの予防に資するため、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。</p> <p>(1) 喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及びウイルス等の感染が健康に及ぼす影響等がんに罹患しやすくなる要因を排除するための正しい知識の普及啓発</p> <p>(2) 科学的知見に基づくがん予防の効果が見込まれる予防接種を普及させるための施策</p> <p>(3) <u>受動喫煙（人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。）</u>を防止するための施策</p> <p>(4)～(6) (略)</p>

平成 30 年第 4 回市議会（定例会）  
議案（条例関係）新旧対照表

---

平成 30 年 11 月 発 行

**編集・発行** 堺市財政局財政部財政課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号  
Tel 072-233-1101  
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

---

堺市行政資料番号

1-B2-18-0087